

令和元年度プロジェクタ型電子黒板整備事業仕様書

令和元年 6 月

長野県市町村自治振興組合

1 業務範囲及びスケジュール

(1) 目的及び基本的事項

本事業は長野県下市町村において共通した仕様のプロジェクタ型電子黒板の整備を行い、新しい指導要領に資する授業基盤を構築することを目的とする。

(2) 業務範囲

ア 構築業務

構築業務の範囲は以下のとおりとする。

(ア) 電子黒板システム構築業務

(イ) 試験及び調整業務

(ウ) 導入研修会

イ スケジュール

(ア) リース開始予定日

令和元年9月1日から令和6年8月31日まで

(イ) 保守・運用業務

令和元年9月1日から令和6年8月31日まで

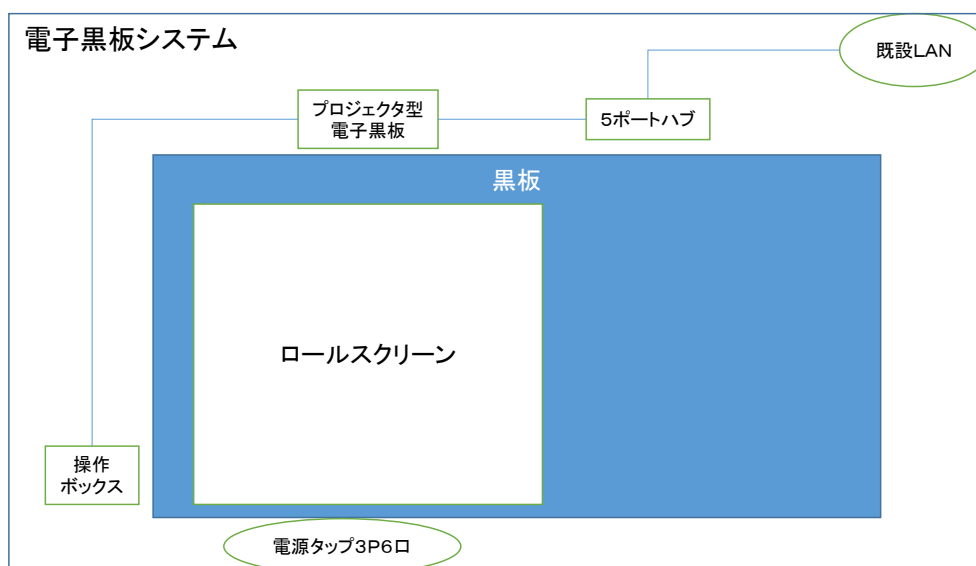
(3) 留意事項

学校によっては黒板の大きさが異なることもあるので、スクリーン設置前に十分に現場調査を行うこと。

2 構築業務概要

(1) 電子黒板システム概要図

電子黒板システム概要図を以下に示す。



(2) 構築台数等

設置学校名	設置機器	設置数	住所	設置階層
南箕輪小学校	電子黒板内蔵 プロジェクタ	34	上伊那郡南箕輪村4804-1	1階 8台 2階 14台 3階 12台
南箕輪中学校	電子黒板内蔵 プロジェクタ	10	上伊那郡南箕輪村3125-1	1階 1台 2階 5台 3階 4台
宮田小学校	電子黒板内蔵 プロジェクタ	10	上伊那郡宮田村3220	3階 6台 2階 4台
宮田中学校	電子黒板内蔵 プロジェクタ	9	上伊那郡宮田村3474	3階 3台 2階 6台
上松中学校	電子黒板内蔵 プロジェクタ	3	上松町大字上松1757-1	1階 2台 2階 1台

3 電子黒板システム構築

(1) 機器数量表

項目	数量	詳細
プロジェクタ型電子黒板 1 式	66 式	1 式の構成 ・ 電子黒板機能内蔵プロジェクタ 1 台 ・ 専用取付け金具 ・ 80 型以上ロールスクリーン 1 台 ・ 操作ボックス 1 台 ・ 電源タップ 1 個 ・ ネットワークハブ 1 台

(2) プロジェクタ型電子黒板

ア プロジェクタ型電子黒板の機能仕様

(ア) 筐体

電子黒板機能を内蔵する壁掛け可能なプロジェクタとする。

(イ) 解像度、輝度及び投影サイズ

WXGA 以上の解像度を有し、輝度は 3000 lm 以上、投影サイズは 80 インチ以上の投影が可能とする。

(ウ) 有線 LAN

有線 LAN を有すること。

(エ) 操作ボックス

手元で接続機器の切り替えができるように操作ボックスを用意すること。また操作ボックスは下表の入力端子を備えること。なお、不足する入力端子は変換アダプタによる入力端子でも差支えないが、合計端子数は合計数以上とする。

型式	端子数
ミニ D-sub15 ピン	1 口以上
HDMI 端子	1 口以上
USB 端子	1 口以上

(オ) 湾曲黒板投射補正機能

湾曲した黒板に対して補正をする機能を有すること。

(カ) 付属機器等

下表の付属機器を備えること。

品目	個数
付属専用電子ペン	1 本以上
専用リモコン	1 個以上

(キ) 取り付け金具

専用金具を利用すること。

イ ロールスクリーン

(ア) 設置個所

黒板の上部に取り付け可能であり、未使用時はスクリーン部分を容易に収納可能であること。

(イ) スクリーン裏面

スクリーン裏面はマグネット等で黒板に密着できること。

(ウ) 湾曲黒板への対応

導入するスクリーンは湾曲黒板に対して導入実績を有する又は湾曲黒板対応製品であること。

ウ ネットワークハブ

(ア) ポート数等

10/100/1000 Base-T ポートで5ポート以上有すること

(イ) ループ検知機能

ループバック検知対応であること。

(ウ) 設置工事

ネットワークハブの設置は教室に既設のLANポートから設置する壁までのケーブル敷設を含める。

エ 電源タップ

(ア) 設置場所

学校が指定する壁面へ設置すること。

(イ) 差し込み口数

6 個口以上備えること。

(3) その他の留意事項

ア 配線等の処理

配線等は壁内または配線モール等により露出しないように設定すること。

イ 梱包材等

設置にあたり不要となる梱包材等は導入業者が持ち帰り、適切に処理すること。

ウ 提案する電子黒板システムの稼働上必要となる機器類等

本仕様書に記載のない場合でも、提案する電子黒板システムの稼働上必要となる機器類等の費用は全て含むこと。

エ 管理シール

設置する各機器に管理シールを貼ること。

オ 工事日程

設置工事の日程は学校と事前調整のうえ実施すること。また、授業の妨げとならないようにすること。

カ リース期間終了後の機器の取り扱い

リース期間終了後の機器に関しては無償譲渡とする。

4 システム試験及び調整業務

(1) 実地テスト

提案システムが設計通りに機能するか、実地テストを行うこと。また、結果については学校の承認を得ること。

(2) 課題管理

設置工事やテストで発生した課題については課題管理を行うこと。

5 導入研修会

構築完了時と学校が指定する時期の2回、操作方法修得のための導入研修会を開催すること。

6 納品物

下表の文書を納品すること。

品目	必要部数	備考
----	------	----

構築機器一覧表	各 3 部	設置場所及び管理シールの番号と連動させ、学校毎に作成すること。
テスト結果報告書	各 3 部	学校毎に作成すること。
各種簡易操作マニュアル	学校数 + 4 部	

7 保守

(1) ハードウェア保守

- ア 契約期間はメーカーの提供するハードウェア保守を価格に含めること。
- イ ハードウェア保守には機器の交換作業を含めること。
- ウ 動産保険を付属すること。

(2) 障害時の問い合わせ窓口

- 障害時の問い合わせ窓口一覧を記載した書面を作成し導入研修会等で周知すること。